

2022年度 日本学生支援機構奨学金 継続願・適格認定について

継続願の提出・適格認定は、1年間の学修状況を振り返るとともに、みなさんの経済状況に照らした適正な貸与金額を考える重要な機会です。
将来返還をすることを念頭において、奨学金について考えてみましょう！

学生生活支援課奨学金担当

連絡先の登録をお願いします。

089-927-9168

syougaku@stu.ehime-u.ac.jp



準備物

愛媛大学HP>トピックスに掲載している以下の資料を準備してください。

- ① 日本学生支援機構奨学金適格認定基準（愛媛大学）
- ② 「奨学金継続願」の提出手続きについて
（入力準備用紙として掲載）

はじめに

日本学生支援機構奨学金に関するよくある質問

Q.奨学生に採用されたら、卒業までずっと奨学金を受けられますか？

A.毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「**奨学金継続願**」の提出（入力）が必要です。

その後、大学が奨学金継続の可否を判断する「**適格認定**」を行います。

学業成績等の状況により、奨学生としての資格を失う（＝「廃止」）こともあります。

1. 「奨学金継続願」の提出
について

2. 「適格認定」について

1. 「奨学金継続願」の提出とは

毎年1回、学業成績等の確認・振り返りを行い、来年度の奨学金希望の有無をスカラネットパーソナルから提出(入力)すること。

期限までに継続願を提出(入力)しなければ・・・

貸与奨学金

「廃止」となり、2023年4月から**奨学金は振り込まれません**。(奨学生としての資格を失う。)

給付奨学金

2023年4月以降の奨学金は「**停止**」となります。

必ず入力して
ください！！

「奨学金継続願」提出（入力）までの流れ

貸与

- ① 「貸与額通知」の内容を確認
- ② 「奨学金継続願」入力準備用紙の記入
- ③ **「奨学金継続願」の提出（入力）**

①・③はスカラネット・
パーソナルから

- ・奨学金が必要なくなった人も提出（入力）してください。
- ・提出しない場合は、奨学金は『**廃止**』になります。
- ・給付奨学金（新制度）を併せて受給しており**貸与月額が0円の場合も入力が必要**です。
- ・各奨学生番号で継続願の提出が必要です。（給付・第1種・第2種）

【期間厳守】

提出期間：2022年12月15日（木）

～2023年 1月10日（火）

提出手段：スカラネット・パーソナルから

奨学金の継続を希望しない場合

「奨学金継続願」を入力する際に
◎奨学金の継続を希望しませんを選択する。

2023年3月までの貸与となり、2023年4月以降の奨学金は辞退を申請したこととなる。

「奨学金継続願」提出の注意点

(2) 学校の指示に従って「奨学金継続願」の入力手続きをします。

① 収入に関する証明書を準備します。 ※ 2023年4月以降の奨学金の継続を希望しない方は不要です。
あなたの生計を維持している人の収入に関する証明書の準備が必要です。

給与収入	2021年1月1日以前から同じ勤務先	・取得可能な直近の源泉徴収票
	2021年1月2日以降転職あり	・直近3か月程度の給与明細書
給与以外の所得		・2021年分の所得税の確定申告書(控)
年金・生活保護・雇用保険等による収入		・年金額改定通知書、保護決定通知書、雇用保険受給資格者証等
無収入		・準備する証明書はありません。

準備する証明書の詳細については、必ず以下のページを確認してください。

証明書を基にした所得金額の記入例や入力時の注意点、よくある質問等も掲載しています。

ホーム >> 奨学金 >> 在学中の手続き >> 貸与奨学金に関する在学中の手続き
>> 収入に関する証明書類及び所得の入力方法について



② 下書きを記入します。

入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力することになります。
あらかじめ2ページの概要を読んだうえで、3～6ページに回答内容を記入しましょう。

③ スカラPS「奨学金継続願提出画面」から入力します。

必ずスカラPSの「奨学金継続願提出画面」から、「奨学金継続願」を入力してください。入力終了後に内容訂正が必要になった場合は、至急学校に申し出てください(訂正できない項目もあります)。

◀奨学金継続願の入力期間▶ ※ 事前に学校に確認のうえ、日付を記入してください。

入力期間	2022年12月15日～2023年1月10日 ※ 土日祝日(12月29日～1月3日を除く)も入力できます。
入力時間	8:00～25:00

入力期間について分からないことがある場合は、学校へ確認しましょう。



※証明書の大学への提出は不要

辞退の場合もDまでは必ず入力

2 / 6 画面

Cーあなたの個人情報

あなたの個人情報と貸与明細が表示されますので、確認してください。

Dー奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの奨学金の振込みを希望しますか。

奨学金の継続を希望します 奨学金の継続を希望しません

「継続を希望しません」を選択した場合、**貸与奨学生としての身分は3月をもって終了し、4月以降振り込まれません。**

Eーあなたの返還誓約書情報

登録済みの返還誓約書情報が表示されますので、確認してください。

あなた自身の住所、電話番号を変更しましたか。

はい いいえ

あなた自身の住所等に変更がある場合には、下の「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所等を入力してください。

それ以外の情報に変更がある場合には、学校に届出てください。

あなた自身の住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合でも、**両方入力が必要です。**

【人的保証選択者】次の内容が表示されます。

- あなた自身の情報（住所・電話番号・携帯電話番号）
- 連帯保証人の情報（氏名・生年月日・続柄・住民票の住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先）

表示された内容に変更がある場合は、学校に届出てください。

※ 下線部のみの変更は不要です。
※ 保証制度は、10月末日時点の情報に基づきます。

◎本人情報の変更は、ここで入力が可能です。

※現住所に変更がなければ入力不要

◎その他の情報の変更・訂正は学生生活支援課まで

【収入】

5. あなたの 2021年12月（2022年4月入学者は2022年4月）から2022年11月の収入に関する金額を記入してください。（5ページ中段「計算のポイント」も参照してください。）

※ 収入及び支出の種類別に記入し、二重計上しないよう気をつけてください。（1万円未満切り捨て）

【支出】

【注意】月額ではなく年額

6. あなたの 2021年12月（2022年4月入学者は2022年4月）から2022年11月の支出に関する金額を記入してください。（5ページ中段「計算のポイント」も参照してください。）

※ 収入及び支出の種類別に記入し、二重計上しないよう気をつけてください。（1万円未満切り捨て）

【収入と支出の差額】

7. あなたの2021年12月（2022年4月入学者は2022年4月）から2022年11月までの収入と支出の差額

収入合計（★） － 支出合計（☆） ＝（ ）万円

※ 実際の画面は自動表示されますが、事前に、5. 収入合計（★）から6. 支出合計（☆）を差し引いて計算してください。

※ 差額がマイナス（支出＞収入）の場合、入力時に次の画面に進むことができません。 金額に間違いがないか確認してください。

◎ **収入＞支出でない**と先に進めません！

◎ **年間収入が年間支出より36万円以上（大学院生の場合は45万円以上）多い場合は、面談等の指導があります。**

「奨学金継続願」提出（入力）までの流れ

給付

- ① 「給付額通知」の内容を確認
- ② 「給付奨学金継続願」入力準備用紙の記入
- ③ **「給付奨学金継続願」の提出（入力）**

①・③はスカラネット・パーソナルから

- ・ 提出しない場合は、奨学金の振込みが止まります。
- ・ **振込が停止中の場合**や、他の国費を受給中で**給付月額が0円の場合も入力が必要**です。
- ・ 各奨学生番号で継続願の提出が必要です。（給付・第1種・第2種）

【期間厳守】

提出期間：2022年12月15日（木）

～2023年1月10日（火）

提出手段：スカラネット・パーソナルから

奨学金の継続を希望しない場合

「奨学金継続願」を入力する際に
◎奨学金の継続を希望しませんを選択する。

2023年4月以降の給付奨学金は「停止」となる。

注意事項（貸与・給付）

- ・ 入力前に『奨学金継続願』入力準備用紙を記入し、手元に用意してから入力してください。

※入力中に一つの画面で30分以上経過したら、タイムアウト（最初から入力）になるので注意

- ・ 各奨学生番号で継続願の入力をしてください。
【◎給付、◎第1種（貸与）、◎第2種（貸与）】

- ・ 入力後に表示される受付番号を控えてください。

・「送信」ボタンを押すと16桁の受付番号が表示されます。必ず受付番号をスクリーンショット等で保存してください。

※「継続を希望しません」を選択した場合も受付番号が表示されます。

受付番号記入欄																						
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 「適格認定」とは

「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格認定基準に基づき措置をとること。



「奨学金継続願」を提出（入力）しても継続できるとは限らない。

2. 「適格認定」とは

措置	奨学生の身分	4月以降の振込
廃止	身分終了	×
停止	中断	×
警告	継続	○
継続		

貸与と給付で基準が異なります。

廃止

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
廃止	学業成績が次のいずれかに該当する者 (1) 留年者 (2) 各学部における履修制限等に基づき、卒業延期が確定した者 (3) 当年度の修得単位数が皆無の者又は極めて少ない者、ただし標準修得単位数を満たしているものは除く(※1参照)	学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者
	次のいずれかに該当する者 (1) 「貸与奨学金継続願」を提出しなかった者(貸与奨学金継続願に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をした者を含む。) (2) 「貸与奨学金申請書」又は「確認書」に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明した者 (3) 退学・除籍の処分を受け学籍を失った者(ただし、授業料未納による退学・除籍処分は異動(退学)として、取り扱うものとする。) (4) 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生資格を失わせることが適当である者 (5) 振込停止期間が2年を経過した者 (6) その他、奨学生としての責務を怠り、特に奨学生として適当でない者	同左

※1 標準修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}} \times \text{修了している学年}$

※2 当年度修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}}$

※3 廃止 (3) 当年度の修得単位数が極めて少ないとは、標準修得単位数の1割以下を目安とする

例：社会共創学部

必要卒業単位数		124単位
標準修得単位数	1年生	31単位
	2年生	62単位
	3年生	93単位

$124 \div 4 = 31$ (当年度修得単位数)

停止（再停止）

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
停止 (再停止)	<p>学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込みがある者</p> <p>廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 停学その他の処分を受けた者</p> <p>(2) 学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止させることが適当である者(不起訴処分の場合に限る)</p>	同左

警告

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
警告	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当年度の修得単位数が、下記※2による計算式の5割以下の者、ただし標準修得単位数を満たしている者は除く(※1参照)</p> <p>(2) 前号の規程にかかわらず、学長が修得単位(科目)数が著しく少ないと認めた者</p> <p>(3) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者</p> <p>(4) 学修の意欲に欠ける者</p>	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者</p> <p>(2) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者</p> <p>(3) 学修の意欲に欠ける者</p>

※1 標準修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}} \times \text{修了している学年}$

※2 当年度修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}}$

※3 廃止 (3) 当年度の修得単位数が極めて少ないとは、標準修得単位数の1割以下を目安とする

例: 社会共創学部

必要卒業単位数

124単位

当年度修得単位数

31単位

$31 \times 0.5 = 15.5$

15単位

廃止

区分	適格基準の細目
廃止	<p>学業成績が次のいずれかに該当し、当該学業成績が災害、傷病その他やむを得ない事由によるものでない者</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した者(2) 修得単位数の合計数が標準修得単位数(※1)の5割以下の者(3) 当該年度の履修登録科目数のうち、学業成績が評価されなかった科目数が全体の5割以上であり、学修意欲が著しく低いと学校が判断した者(標準修得単位数を満たしている場合は除く)(4) 「警告」の区分に連続して該当した者(※2)

※1 標準修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{修了している学年所定の修業年限}}$

例: 社会共創学部

必要卒業単位数	124単位
標準修得単位数1年生	31単位
2年生	62単位
3年生	93単位

1回生なら $31 \times 0.5 = 15.5$ 15単位以下で廃止

※2 採用時「警告」に該当し、今回適格認定時に「警告」の認定を受けた場合、連続して「警告」に該当するため廃止となる。(2回生以上)

警告

区分	適格基準の細目
警告	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当し、当該学業成績が災害、傷病その他やむを得ない事由によるものでない者</p> <p>(1) 修得単位数の合計数が標準修得単位数(※1)の6割以下の者</p> <p>(2) GPA(平均成績)が学部等における下位4分の1の範囲に該当する者</p> <p>※ただし、医学部・教育学部については、教育課程の特性上この限りでない。</p> <p>(3) 当該年度の履修登録科目数のうち、学業成績が評価されなかった科目数が全体の2割以上であり、学修意欲が低いと学校が判断した者(標準修得単位数を満たしている場合は除く)</p>

返還が必要となる廃止

学業成績が「廃止」に該当する者のうち、災害、傷病その他やむを得ない事由がなく次のいずれかに該当する場合、交付済みの奨学金について返還を求める。

1 学業成績が著しく不良である者（修得単位数の合計数が著しく少なく（※1）、学修意欲があるとは認められない場合）

（※1）標準取得単位数の1割以下を目安

2 大学等から退学・除籍・停学（無期停学又は3か月以上）の懲戒処分を受けた場合

3 偽りその他不正の手段によって支援を受けた場合

継続願提出（入力）期限

2023年1月10日（火）

※2022年12月29日から2023年1月3日までは、年末年始のため提出（入力）ができません。

学生生活支援課奨学金担当

TEL : 089-927-9168

e-mail : syougaku@stu.ehime-u.ac.jp